

定期監査の結果に基づく改善等の措置について

1 地域政策部

(1) 地域活動支援課

指摘事項	原因及び改善（措置検討）状況
<p>①地域づくり振興事業について</p> <p>補助率 10/10 の防犯灯設置事業以外の集会所施設、関連設備等整備事業等において、申請者（町内会等）の自己負担を伴うことから、複数業者からの見積書を徴取し添付することを求めているとの説明を受けた。</p> <p>しかし、防犯灯設置事業よりも金額が大きく申請者及び市の負担も大きくなる場合もあるため、適正な見積額による事業の執行となるよう、申請者及び事業者の負担も考慮したうえで、要綱の改正等を検討された。</p> <p>防犯灯設置事業における、防犯灯の設置場所や基数の妥当性について、GIS で位置を確認し計画的に設置するよう各町内をお願いしているとの説明を受けた。</p> <p>基本的に町内からの申請により決定をするとのことであるが、他市では「防犯灯の設置基準」を作成し設置場所等について基準を設けて運用している自治体もあるため、参考にして今後も適正な運用に努められた。</p>	<p>集会所施設、関連設備等整備事業等については、申請者においても自己負担金が発生することから、事業者の選定も含めて申請者に十分に検討するよう対面での相談や指導を行っていることや、見積作成に伴う事業者負担を考慮し、現時点において、複数見積徴取に係る要綱の改正を行うことは考えておりません。</p> <p>防犯灯設置事業については、申請者が地域の防犯上必要と判断した場所への設置を尊重することとしております。これは、地域により防犯上及び道路形状等が異なることから、実際にその地域で居住する申請者自らが判断することが最も効果的で有効と考えられるからです。</p> <p>ただし、ご指摘のとおり防犯灯が乱立することがないように、市においてGISにより設置場所を確認するとともに、申請者に計画的に設置するよう指導し、適切な運用を行ってまいります。</p>
	その後の措置状況
	<p>集会所施設、関連設備等整備事業等については、市においては、申請事業について過去の類似する事業と比較するなどして、引き続き適正な見積額による事業の執行となるよう努めてまいります。</p> <p>防犯灯設置事業については、他市の「防犯灯の設置基準」等を研究し、効率的な設置ができるよう努めてまいります。</p>

指摘事項	原因及び改善（措置検討）状況
<p>②まちづくり総合交付金事業について</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度当初に自粛を要請した時期もあり、各町内、まちづくり推進委員会において、イベントや草刈り、総会など様々な事業や取組について中止や規模縮小をし、その結果、繰越金、積立金ともに、令和2年度は対前年比で増加している。</p> <p>これまで実施できなかった必要物品の調達や新型コロナウイルス感染症対策の費用等に充当している団体もあったが、消耗品、備品の購入については、予算消化や使い切り執行等につなげることがないよう今後も適切な調査、指導を行うとともに、補助金が有効に活用されているか十分に検証するよう努められたい。</p>	<p>まちづくり総合交付金の活用については、以前より町内会等に対し、「まちづくり総合交付金の手引」や事務取扱説明会により、予算消化や使い切り執行等とにならないようにすることも含め、適切に支出するよう指導を行っております。</p> <p>また、「町内会活動ガイドブック」、「コロナ禍での活動の工夫」、「交付金の活用例」などの情報提供を町内会等に行っており、これらを踏まえて交付金が有効に活用されるよう一層努めてまいります。</p> <p style="text-align: center;">その後の措置状況</p> <p>本事業については、令和5年度において制度の中間検証で支出項目、金額(上限額)の適正化や事業報告書様式の見直し等を検討することとしており、引き続き適正な運用を行ってまいります。</p>